適格請求書発行事業者の登録申請書

/ 収受印 \		[1/2]
令和 年 月 日	(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は 主たる事務所 の所在地 (〒733 - 0035) (法人の場合のみ公表されます) 広島市西区南観音6-12-26	2 - 233 - 3961)
	(フリガナ) (〒 733 - 0035) 広島市西区南観音 6 - 1 2 - 2 6	
	請 (電話番号 08.	2 — 233 — 3961)
	者 (フリガナ) イが (3 人の場合) 代表 者氏 名 井神 功	
1九4万名区域	法 人 番 号 6 2 4 0 0 0 2 0 1 2 0 1 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3	2 2 7 7 7 2 こ、国税庁ホームページで
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。		
下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請します。 ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の規定に より令和5年9月30日以前に提出するものです。		
	定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日) で令和5年10月1日に登録されます。	までにこの申請書を提出
事 業 者 区	この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□に分分 図 課税事業者 □ 免税事	業者 当する場合には、次葉「免税
令和5年3月31日(特定期間判定により課税事業者となる合は令和5年6月30日)までの申請書を提出することがなかったことにつき困難な事がある場合は、その困難な事	る場 でに でき 事情	
税 理 士 署	A 税理士法人 長谷川会計 税理士 (電話番号 08.)	2 - 272 - 5868)
※ 整理税 番号務	番号 申請年月日 年 月 日 年	日 付 印 確 認
署 処理 欄 登録番号 T.	年 月 日 番号 身元 □ 済 確認 個人番号カード/	通知カード・運転免許証)

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。